

さいたま市 特定不妊治療費助成事業が拡充されます

令和3年1月1日以降に終了した治療が対象です

さいたま市では、特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）や男性不妊治療を受けた方で、一定の要件を満たす方に対して治療費の一部を助成をしています。

この度、国の制度拡充に伴い、本市においても助成制度を拡充します。



令和2年12月31日までに終了した治療	令和3年1月1日以降に終了した治療
助成上限額 治療内容A・B・D・E 助成上限15万円 C・F 助成上限7万5千円 男性不妊治療 助成上限15万円	治療内容A・B・D・E 助成上限 30万円 C・F 助成上限 10万円 男性不妊治療 助成上限 30万円
所得要件 夫婦の合計所得額が730万円未満	所得制限の撤廃 (合計所得が730万円以上の夫婦も対象)
対象者 治療開始日から 法律上の婚姻関係がある夫婦	事実婚も対象

令和2年12月までに終了した治療は助成拡充の対象外となります。

事業の詳細や、申請に必要な書類等については、さいたま市ホームページをご確認ください。



【お電話でのお問い合わせ先】
不妊・不育の電話相談
相談専用電話 048-840-2233
毎週月・木・金曜日 10時～16時

または、さいたま市保健所 地域保健支援課 母子保健係
〒338-0013
さいたま市中央区鈴谷7-5-12
TEL 048-840-2218
FAX 048-840-2229
月～金曜日 8時30分～17時15分